

要求書受領に係る対応概要

| 日 時                             | 場 所                    | 出 席 者                                                                 |                                                         | 発 言 要 旨                                                                                                            |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |                        | 当局側                                                                   | 職員団体側                                                   |                                                                                                                    |
| 平成29年6月28日(水)<br>9:30～9:39(9分間) | 札幌第1合同庁舎<br>15階1・2号会議室 | 北海道開発局<br>北海道開発局長 今 日出人<br>開発監理部長 山本 健一<br>開発監理部次長 佐藤 肇<br>職員課長 松山 憲夫 | 全北海道開発局労働組合<br>中央執行委員長 高倉 司<br>書記長 高久保 陽一<br>書記次長 寺岡 文明 | ○ 職員団体側<br>組合員の率直かつ切実な要求を取りまとめたものであるので、改善に向けて最大限の努力を求める。<br><br>○ 当局側<br>交渉議題等については、予備交渉において整理することとしたい。<br><br>以 上 |

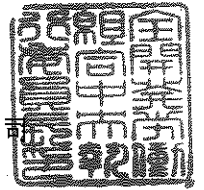
2017年6月28日

北海道開発局

局長 今 日出人 殿

全開発労働組合

中央執行委員長 高 倉



## 2018年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減による厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量に対応するため、劣悪な勤務条件のもと開発事業推進に日夜努めています。

超過勤務の縮減や健康安全管理など職員の勤務条件を改善するためには、業務改善はもちろん定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等の改善が必要であることは言うまでもありません。2018年度予算概算要求期にあたり、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求を取りまとめましたので、貴職におかれては、組合の意見を十分に聴くとともに職場実態を十分把握し、本省等関係機関への働きかけを含め当局の責任において勤務条件の改善の努力をされるよう要求します。

### 要 求 事 項

#### 1. 以下について、人事院等関係機関へ働きかけ、職員の給与水準を改善すること。

- (1)2017年の給与改定勧告にあたっては、月例給与水準の引上げ勧告を行うこと。また、較差の配分等については、早い段階から公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。
- (2)一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引上げること。
- (3)諸手当については、次のとおり改めること。
  - ① 社会経済情勢の変化、職員の職務や生活実態を踏まえて改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めること。
  - ② 住居手当については、公務員宿舍の削減及び宿舍使用料等の段階的引上げを踏まえ、総合的に改善すること。
- (4)再任用職員の給与制度については、経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。

#### 2. 以下について改善し、職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次のとおり進めること。

- (1)必要な定員を確保するとともに、当面の要員不足解消に必要な非常勤職員を雇用すること。  
なお、新たな定員削減の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施しないこと。
- (2)超過勤務を縮減するため、ICT等を活用した職場における厳格な勤務時間管理を直ちに実施するとともに、事前の超過勤務命令を徹底すること。
- (3)民間における「働き方改革」の動向等も踏まえ、超過勤務縮減目標等の設定や上限規制を導入するなど、より実効性のある超過勤務縮減策を具体化し着実に実施すること。とくに、他律的業務を含む超勤上限目安時間については、完全に遵守できるよう指導を強化すること。

- (4)本府省における在庁時間削減の取り組み状況を踏まえ、その取組みの強化・徹底を図ることとし、在庁時間の一層の削減に努めること。
- (5)超過勤務の着実な縮減に向け、本省等関係機関に対し積極的役割を果たすよう働きかけること。
- (6)家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。
- (7)妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、取得しやすい環境整備の推進と新設を含め改善を図ること。

3. 以下について改善し、雇用と年金の確実な接続を図ること。

- (1)希望する職員全員のフルタイム官職の再任用が図られるよう努力すること。
- (2)やむを得ず短時間勤務の官職に再任用となった場合も、諸手当の支給や官舎入居など勤務諸条件にフルタイム官職との差を生じさせないこと。
- (3)雇用と年金の確実な接続に向け、「定年延長」を早期に実現するよう本省等関係機関に働きかけること。
- (4)再任用職員の給与制度上の措置についての検討にあたっては、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づき行うよう本省等関係機関に働きかけること。

4. 以下の組織(機構)関係について改善し、職員の処遇を改善すること。

- (1)組織の統廃合の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。
- (2)級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
- (3)事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。
- (4)スタッフ制を拡大すること。
- (5)部局専門官・開発専門職等を拡大すること。

5. 以下の級別定数関係について改善し、職員の処遇を改善すること。

- (1)行(一)関係
  - ① 部局課長補佐・上席専門官の5級枠を拡大すること。
  - ② 専門官・係長・開発専門職の4級枠を拡大すること。
  - ③ 開発専門職・主任の3級枠を確保すること。
  - ④ 再任用職員の3級枠を拡大すること。
- (2)行(二)関係
  - ① 現行標準職務表を改正し、部下数制限を撤廃すること。当面は、5. 4級について部下数の一層の緩和を行うこと。
  - ② 一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。当面は、必要在級年数の緩和を行うこと。

6. 以下の項目を改善し、非常勤職員の処遇を改善すること。

- (1)同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員の給与を引き上げること。また、休暇制度等についても、常勤職員との均衡を基本として改善すること。
- (2)非常勤職員給与を改善するため、「非常勤職員給与決定指針」を見直すこと。
- (3)期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と処遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。
- (4)非常勤職員(期間業務職員)の雇用にあたっては、雇用期間満了後も正規の手続きに基づき継続雇用すること。
- (5)非常勤職員の育児休業について、民間と同様に改善すること。
- (6)非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取り組みを踏まえ、制度の抜本的改善に向けた検討を継続することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、作業を進めること。

7. 別紙の庁舎・宿舍等について改善を図り、職員の職場環境及び宿舍環境を改善すること。

- (1)新 築 (内訳別紙)
- (2)増 改 築 (内訳別紙)
- (3)特 別 修 繕 (内訳別紙)

8. 別紙の建設機械・船舶等について改善を図り、職員の安全管理を徹底すること。

9. 特別健康診断経費等について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

- (1)人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。
- (2)人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

10. 以下の福利厚生施策について改善を図り、職員の健康安全管理を徹底すること。

- (1)心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に推進することとし、ストレスチェックや「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。
- (2)ハラスメントについて、一層有効な対策を着実に推進すること。

11. 職員の勤務条件改善のため、諸手当について改善すること。

- (1)新 設 (内訳別紙)
- (2)適 用 範 囲 拡 大 (内訳別紙)
- (3)既適用手当の増額等 (内訳別紙)

12. 工事諸費等予算を確保し、超勤縮減方策をはじめとする業務改善方策が十分実行できるようになること。

13. 女性公務員の採用等の推進に向けて、以下の取り組みを強化すること。

- (1)女性国家公務員の採用・登用・職域拡大の着実な推進に向け、積極的な役割を果たすこと。

14. 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所について

- (1)寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件の向上に必要な運営費交付金を確保すること。
- (2)北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務を確保すること。

15. その他

公務職場に外国人の採用、障がい者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。

以 上

(別 紙)

2018年度

# 庁舎・宿舎等改善要求内訳

# 2018年度 営繕要求

(区 分 官庁営繕)

| 要求区分  | 部 局 | 要 求 内 容                     | 要 求 理 由                        | 備 考                 |
|-------|-----|-----------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 新 築   | 札 幌 | 庁舎                          | 老朽化(昭和40年建築)                   | H5継                 |
|       | 網 走 | 庁舎                          | 老朽化(A庁舎:S42築、B庁舎:S29築、C庁舎S54築) | H28継                |
| 増 改 築 | 室 蘭 | 庁舎(文書庫の増築、地下文書庫及び6階書庫の配置換え) | 狭隘・効率性                         | S63継<br>配置換H11継     |
|       | 網 走 | エレベータ又は荷物用リフト               | 環境改善                           | 新規                  |
|       | 函 館 | 書庫・物品庫の新增設                  | 狭隘・物品の大型化                      | 物品庫H23継<br>書庫 H22継  |
| 特別修繕等 | 札 幌 | 車庫前ロードヒーティング、構内舗装補修、庁舎給排水修繕 | 危険防止、凸凹解消、老朽化                  | 車庫・構内 H20継<br>庁舎 新規 |
|       | 室 蘭 | 駐車場確保、空調設備改修                | 狭隘・環境改善                        | 駐車場H17継<br>空調 H28   |
|       | 旭 川 | 文書庫拡大、空調設備改修                | 環境改善                           | H20継                |
|       | 留 萌 | 身障者用トイレ照明補修、車庫詰所渡り廊下        | 環境改善、老朽化                       | 新規                  |
|       | 帯 広 | 空調設備改修                      | 環境改善                           | H25継                |
|       |     |                             |                                |                     |
|       |     |                             |                                |                     |
|       |     |                             |                                |                     |
|       |     |                             |                                |                     |
|       |     |                             |                                |                     |

2018年度 営繕要求  
(区 分 事業営繕)

| 部 局 | 課 所        | 改善区分 | 要 求 内 容           | 要 求 理 由   | 備 考  |
|-----|------------|------|-------------------|-----------|------|
| 函 館 | 函館道路事務所    | 新 築  | 書庫・資材庫            | 狭隘・事業箇所増加 | H19継 |
|     | 函館港湾事務所    | 改修等  | 庁舎ボイラー及び暖房設備、冷房設備 | 老朽化・環境整備  | H22継 |
|     | 江差港湾事務所    | 新 築  | 車庫                | 狭隘・老朽化    | H23継 |
| 室 蘭 | 日高道路事務所    | 補修等  | フェンス、排水溝、舗装       | 老朽化・破損    | H25継 |
|     |            | 新 設  | 門扉                | 防犯対策      | H24継 |
| 旭 川 | 富良野道路事務所   | 増 築  | 事務室、書類保管庫         | 職員増・狭隘    | H18継 |
|     |            | 改 修  | 富良野除雪ST           | 老朽化       | H18継 |
|     |            | 新 築  | 金山除雪ST            | 老朽化       | H18継 |
|     | サンルダム建設事業所 | 改修等  | 空調設備設置、電気設備改修     | 環境整備      | H24継 |
|     | 旭川河川事務所    | 新 築  | 事務所               | 老朽化       | 新規   |
|     | 大雪ダム管理支所   | 新 築  | 事務所               | 老朽化       | 新規   |
| 釧 路 | 根室農業事務所    | 増 築  | 事務室等              | 職員増・狭隘    | H27継 |
|     | 中標津道路事務所   | 改 築  | 裏口通路              | 環境整備      | 新規   |
|     | 弟子屈道路事務所   | 新 築  | タイヤ庫              | 老朽化       | 新規   |
|     |            | 改 築  | 標茶除雪ST            | 老朽化       | H28継 |
|     |            | 増 設  | 洗車場               | 環境整備      | 新規   |
| 小 樽 | 小樽港湾事務所    | 改 築  | 手すり設置             | 環境整備      | 新規   |

# 2018年度 営繕要求

(区 分 宿 舎)

| 部 局 | 個 所          | 改善区分 | 要 求 内 容                                                                           | 要 求 理 由       | 備 考  |
|-----|--------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|
| 室 蘭 | 平取職員宿舎       | 補修等  | カビ対策                                                                              | 環境整備          | H25継 |
|     | 浦河町職員宿舎(三)   | 補修等  | 湿気対策                                                                              | 環境整備          | 新規   |
|     | 白鳥寮          | 改修等  | 共通部分LED化・人感センサー                                                                   | 負担削減          | 新規   |
|     | 全独身寮         | 改修等  | キッチンの設置                                                                           | 環境改善          | H22継 |
|     | 宿舎全体         | 補修等  | 建替、集中給油方式、湯沸器設置、網戸設置、気密向上、駐車場整備確保等、内部塗装、敷地舗装、便器改善、浴室狭隘改善、物置整備、襖張替、防湿対策、床補修、断熱防寒対策 | 環境整備          | S63継 |
| 函 館 | 全宿舎(駒場除く)    | 補 修  | 水道管交換、床・内壁部材交換、網戸・サッシ交換                                                           | 環境改善          | H25継 |
|     |              | 改修等  | 物置改修                                                                              | 老朽化           | H25継 |
|     | 江差地区         | 新 築  | 単身寮、独身寮                                                                           | 宿舎老朽化、合宿所廃止   | H3継  |
|     | 江差豊川宿舎       | 改修等  | ユニットバス化、内窓のサッシ化、物置建替、水道管交換、洗濯用排水口整備、駐車場改善                                         | 老朽化           | H7継  |
|     | 駒場宿舎         | 新 築  | 駐輪場設置                                                                             | 物置狭隘、盗難多発     | H19継 |
|     | 昭和2丁目宿舎      | 新 築  | 世帯型                                                                               | 老朽化           | H27継 |
|     | 梁川20番宿舎      | 新 設  | フェンス・チェーン等の設置                                                                     | 防犯対策          | H23継 |
|     | 今金412番       | 補修等  | フェンス補修・入口コンクリート塀撤去                                                                | 老朽化等・事故防止     | H23継 |
|     | 八雲富士見宿舎      | 改 修  | 敷地舗装、駐車場整備                                                                        | 環境整備          | H28継 |
|     | 八雲東雲宿舎       | 改 修  | 敷地舗装、駐車場整備                                                                        | 環境整備          | H28継 |
| 旭 川 | 旭川市花咲3丁目     | 改 修  | 駐車場確保                                                                             | 環境整備          | H17継 |
|     | 富良野宿舎        | 新 築  | 世帯型宿舎                                                                             | 戸数不足          | H18継 |
|     | 富良野市扇町       | 増改築  | 部屋及び物置                                                                            | 狭隘            | H18継 |
|     | サンルダム建設事業所   | 新 築  | 世帯型                                                                               | 戸数不足          | H24継 |
|     | 富良野地域農業開発事業所 | 新 築  | 世帯型                                                                               | 戸数不足          | H24継 |
| 釧 路 | 別海町          | 新 築  | 宿舎確保                                                                              | 戸数不足、借上宿舎が狭い  | 新規   |
|     | 春採5丁目 A棟     | 改 築  | 駐車場舗装・電気コンロ更新・換気扇設置                                                               | 老朽化・環境整備改善    | 新規   |
| 留 萌 | 幌延職員宿舎       | 増 設  | 必要戸数確保、世帯型(Cタイプ)宿舎戸数確保                                                            | 戸数不足、世帯型宿舎が無い | H27継 |
|     |              |      |                                                                                   |               |      |



(別 紙)

2018年度

# 建設機械・船舶等要求内訳

# 2018年度建設機械等要求支部別一覽

[illegible]

# 2018年度 機械船舶等要求

| 機 械 名 | 規 格    | 部 局 | 配置個所     | 増・更別 |    | 被更新対象機械 |        | 増強・更新の理由        | 備 考       |
|-------|--------|-----|----------|------|----|---------|--------|-----------------|-----------|
|       |        |     |          | 増強   | 更新 | 規格      | 管理番号   |                 |           |
| 連絡車   | 4×4    | 札幌  | 総務課      |      | ○  | 4×2     | 15-801 | 老朽化 (145,962km) | H25継      |
| 連絡車   | 4×4    | 札幌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 19-71  | 老朽化 (225,315km) | H25継      |
| 連絡車   | 4×4    | 札幌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 18-74  | 老朽化 (132,300km) | H27継      |
| 連絡車   | 4×4    | 札幌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 21-104 | 老朽化 (160,000km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 札幌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 21-105 | 老朽化 (148,445km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 函館  | 総務課      |      | ○  | 4×4 5人  | 21-2   | 老朽化 (186,450km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 函館  | 総務課      |      | ○  | 4×4 5人  | 17-205 | 老朽化 (171,995km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 函館  | 総務課      |      | ○  | 4×4 5人  | 18-2   | 老朽化 (204,362km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4 8人 | 函館  | 総務課      |      | ○  | 4×2 5人  | 13-803 | 老朽化 (148,490km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4 8人 | 函館  | 総務課      | ○    |    |         |        | 慢性不足・緊急時対応      | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 19-401 | 老朽化 (397,777km) | H25継      |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 19-803 | 老朽化 (226,138km) | H26継      |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 21-102 | 老朽化 (283,677km) | H27継      |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 23-355 | 老朽化 (283,677km) | H27継      |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 19-75  | 老朽化 (200,432km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 16-806 | 老朽化 (188,553km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 総務課      | ○    |    | 4×4     |        | 慢性不足・緊急時対応      | RV車両 H26継 |
| 連絡車   | 4×4    | 室蘭  | 苫小牧港湾事務所 | ○    |    | 4×4     |        | 慢性不足・緊急時対応      | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 留萌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 20-404 | 老朽化 (177,983km) | H28継      |
| 連絡車   | 4×4    | 留萌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 19-807 | 老朽化 (202,825km) | H28継      |
| 連絡車   | 4×4    | 留萌  | 総務課      |      | ○  | 4×4     | 18-802 | 老朽化 (198,287km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 留萌  | 留萌開発事務所  | ○    |    | 4×4     |        | 慢性不足・緊急時対応      | H23継      |
| 連絡車   | 4×4 7人 | 釧路  | 釧路河川事務所  |      | ○  | 4×4 7人  | 16-103 | 老朽化 (199,296km) | 新規        |
| 連絡車   | 4×4    | 網走  | 興部道路事務所  | ○    |    | 4×4     |        | 慢性不足・緊急時対応      | H28継      |
| 連絡車   | 4×4    | 小樽  | 小樽道路事務所  | ○    |    | 4×4     |        | 慢性不足            | 新規        |

2018年度機械船舶等要求

[illegible]

( 別 紙 )

2018年度

# 諸手当要求内訳

## 2018年度 特殊勤務手当要求

| 要求区分    | 手当の名称     | 要 求 理 由                                                                                | 備 考 |
|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 新 設     | ①占用交渉手当   | 違法占用物件が年々増大しており、かつ占用物件の占用料金を支払わない者等の対応も増加し、相手の都合により関係者との対応は夜間も多く、肉体的にも精神的にも苦痛を伴う業務である。 |     |
| 適用範囲の拡大 | ①用地交渉等手当  | イ. 第1回目(説明段階)からの適用<br>ロ. 個別交渉別に支給                                                      |     |
|         | ②道路上作業手当  | イ. 警報発令下における道路パトロール業務に従事<br>ロ. 道路上での検査・立会(用地・管理担当)への適用                                 |     |
| 増 額     | ①高所作業手当   | 危険性・困難性に見合った単価の改定                                                                      |     |
|         | ②道路上作業手当  |                                                                                        |     |
|         | ③用地交渉等手当  |                                                                                        |     |
|         | ④坑内作業手当   |                                                                                        |     |
|         | ⑤特殊現場作業手当 |                                                                                        |     |
|         | ⑥災害応急等手当  |                                                                                        |     |
|         | ⑦水上作業手当   |                                                                                        |     |
|         | ⑧山上等手当    |                                                                                        |     |